平 成 二 十 五 年

度

第

口

新

宿

X

住

宅

まちづく

り

審

議

会

議

事

録

新

宿

X

開催年月日・平成二十五年六月二十五日 第一回新宿区住宅まちづくり審議会

出席した委員

角谷彰雄、荒谷英明、 伊藤衛、舟生アイ、藤原佐喜子、國吉歩、小田桐信吉、金子慶子、 大方潤一郎、佐藤滋、土屋修、篠原みち子、石川彌榮子

針谷弘志、 小栁俊彦

議事日 程

新宿区住宅まちづくり審議会委員の変更について

議

区営住宅の再編整備計画

議事のてんまつ

午後二時〇〇分開会

〇事務局(山崎居住支援係長) してありがとうございます。 いまから新宿区まちづくり審議会を始めさせていただきます。 皆様お忙しい中、また急な雨でお足元が悪い中、御出席いただきま では、定刻になりましたので、 ただ

ますので、本日の審議会は成立していることを御報告いたします。 欠席の委員の方はいらっしゃいません。定足数の過半数に達しており 開会に先立ちまして、欠席委員の報告をさせていただきます。本日

> ろしくお願いいたします。 都市計 一面部長は公務の都合により遅れて出席いたします。 ょ

次に、資料の確認をさせていただきます。

本日の次第が一番上にございます。

資料一、区営住宅の再編整備スケジュール(案)です。 続いて、区営住宅の再編整備計画(案)になります。

資料二、新宿区公営住宅等長寿命化計画(抜粋)になります。

事前に委員の皆様に送付させていただいております。

続きまして、参考資料になります。

参考資料一、新宿区住宅まちづくり審議会委員・幹事名簿です。

資料は以上になります。お手元にございますでしょうか。

かった委員はいらっしゃいますでしょうか。 また、事前配付させていただきました資料を、 本日お持ちにならな

ありがとうございます。

\$

新宿区住宅まちづくり審議会委員の変更について

〇事務局(山崎居住支援係長) 議事の前に、 住宅課長から委員の変

ころを御参加いただきまして、本当にありがとうございます。 更について、御報告させていただきます。 〇事務局(月橋住宅課長) 住宅課長の月橋です。本日はお忙しいと

新宿区住宅まちづくり審議会委員の変更について、一つ御報告をさ まず、恐れ入ります、参考資料の一、委員名簿を皆様御覧ください。

せていただくことがございます。

実は、まちづくり審議会の委員として御参加いただいておりました

が、まけ。 **加藤委員**が、今年の四月にお亡くなりになりました。非常に残念でご

日までは、区民委員の方一名欠員のままとさせていただきます。そのため、今期の審議会の任期であります平成二十五年七月二十八

をさせていただきます。 かとの変更がございましたので、御紹介をいて、区職員の異動に伴う幹事の変更がございましたので、御紹介

着任いたしました平井光雄企画政策課長でございます。ざいます、総合政策部企画政策課長でございますが、四月から新たに同じく、この審議会の委員名簿の裏面を御覧ください。一番上にご

いたします。

ベネッセレ目白でございます。片仮名のレが入ります、

訂正をお願い

〇事務局(平井企画政策課長) 平井でございます。よろしくお願い

O事務局(月橋住宅課長) 以上、委員の報告をさせていただきまし

します。 それでは、議事に入りたいと思います。会長よろしくお願いをいた

#### 議題

一 区営住宅の再編整備計画

お願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。
○大方会長 それでは、早速でございますけれども、資料の御説明を

〇事務局(月橋住宅課長) まず、説明の前に資料の訂正をお願い

一番最後のページ、五ページを御覧ください。 区営住宅の再編整備計画(案)という資料でございますが、これの

こちらの下から七行目になりますが、公益財団法人東京都宅地建物

ところ、ベネッセ目白となっているかと思いますが、これは正しくはが幾つか記載されている部分がありますが、そこのところの一番上の右上に書かれた、再編整備スケジュール(案)の表でございます。こちらの一番上の行の真ん中あたりに、平成二十七年度という住宅に書かれた、再編整備スケジュール(案)の表でございます。取引業協会と記載をいたしましたけれども、正しくは公益社団法人で取引業協会と記載をいたしましたけれども、正しくは公益社団法人で

で訂正をお願いいたします。申しわけございません。てある部分でございますが、こちらもベネッセレ目白でございますのにも同じベネッセ目白という記載があるかと思います。青い枠で囲っ同じく、その次の行の平成二十八年度の欄でございますが、こちら

それでは、早速資料の御説明をさせていただきます。

つよろしくお願いしたいと思います。ただきました。今回が最後の議論の場という形になりますので、ひと区営住宅の再編整備計画、昨年度から皆様にさまざまな御議論をい

ただきます。 それでは、区営住宅の再編整備計画(案)に沿って説明をさせてい

説明をしたいと思います。せていただいたところでございますので、この部分は簡単にさらっと区立住宅の概要や管理形態については、昨年度も説明を繰り返しさ

民、特定、事業と、この四種類でございます。しております。区立住宅の種類は全部で四つございまして、区営、区いてありますとおり、現在百七住宅千五百六戸の区立住宅を区は管理まず、大きな一番で区立住宅の概要でございますが、こちらにも書

ざいません。借上型三住宅のみでございます。ざいます。特定住宅については、まだ所有型の特定住宅というのはご民、それから事業住宅については、所有型と借上型という二種類がごては、こちらに書いてあるとおりでございます。それぞれ、区営、区をれぞれの住宅の役割、あるいは対象とする方々の概要につきまし

給をしている借上型の二つに分けられます。する所有型と、それから民間のオーナーさんから借り上げて区民に供こちらも、大きく分けまして管理形態でいいますと、区が直接所有続きまして、大きな二番、区立住宅の管理形態でございます。

それでは、次のページを御覧ください。

た建物を区が買い取って管理している住宅、この三種類に分かれます。それから区が用地を取得して新規に建設したもの、あるいは建設されら移管を受けた後に、区がその住宅を建てかえて管理をしているもの、それから東京都から移管を受けた後に、区がその住宅を建てかえて管理をしているもの、それから東京都から別ましては、正れを区が維持管理しているもの、それから東京都から利害しては、正れ五住宅七百四十一戸ございます。

現在管理をしております。 一件上型住宅でございますが、こちらは八十二住宅で七百六十五戸、

次に、大きな三番、区の住宅施策でございます。を活用した住宅、大きく分けてこの二つのパターンがございます。こちらについては、区の制度単独の住宅、それから国や都の補助金

の三住宅につきましては弁天町区有地、すぐそばの国有地を区が買い宅、これは東京都から移管を受けた区営住宅でございますが、こちらまず、(一)早稲田南町、早稲田南町第二、早稲田南町第三の三住る住宅施策というものを、ここにまとめさせていただきました。現在区で決定をしている、あるいはその決定事項に従って進めてい

進めております。 居者の方にも新しい住宅に移転をしていただくということで、準備をざいます。平成二十七年度の春に竣工予定、竣工しましたら直ちに入が決まっておりまして、現在その建設の準備を行っているところでご取りまして、こちらにこの三つの住宅を移転建てかえするということ

させていただいております。からも整備をしていくということを、住宅マスタープラン等で明記をで、この区営住宅につきましては、良質な住宅ストックとして、これットとして、区営住宅の役割というのが非常に重要であるということそれから、住宅に困窮している低所得者のための住宅セーフティネ

針に沿って特定住宅となった住宅が三住宅ございます。定住宅として管理をするということになっておりまして、既にこの方は、二十年が経過した後十五年間改めて再借り上げを行いまして、特それから、借上型の区民住宅でございますが、こちらにつきまして

行をしていく予定でございます。
一今後も、毎年二十年を経過してまいりますので、特定住宅に暫時移

をするという方針で、現在臨んでいるところでございます。
この特定住宅でございますが、こちらにつきましては十五年で終了

行っていくということが決定をしております。在いたしますが、それらにつきましては全て十五年間の再借り上げをあるいは区営住宅だけのものと、そうしたパターンの借上型住宅が存中に併設されているもの、あるいは区民住宅だけの借り上げのもの、それから、借上型の住宅には、区民住宅と区営住宅が一つの住宅の

三ページ目を御覧ください。こちらでは所有型の区営住宅と借上型それでは、大きな四番、区営住宅の課題というところにまいります。以上が、現在決定している区の住宅施策ということでございます。

区営住宅の課題に、大きく二つに分けさせていただきました。

きな課題となっております。明をいたしましたけれども、建物や設備の老朽化というものが一つ大明をいたしましたけれども、建物や設備の老朽化というものが一つ大所有型区営住宅の課題については、昨年度の審議会でも何回か御説

準を満たしていない住宅が存在するというところがございます。もの、住宅の部屋の中で段差があるもの、そうしたさまざまな整備基悪い住宅があると、エレベーターやスロープ、あるいは手すりがないそれから、区立住宅の整備基準を満たしていない、非常に居住性が

在していないというところがございます。ところでございますが、中長期的な定期点検や修繕計画というのが存とれから、三つ目としましては、全体の区営住宅の維持管理という

うところが大きな課題というふうに考えます。 区立住宅については、こうした長期的な修繕計画を持っていないとい設でいえば、中長期的な修繕計画というものがあるんですけれども、すと、対症療法的な維持管理ということになっておりまして、区の施毎年業務委託をして対応をしておりますけれども、どちらかといいま基本的に、区立住宅の維持管理というのは、東京都住宅供給公社に

期間が満了する後の住宅の確保というのが必要となります。 それから、借上型区営住宅の課題でございますが、まず、借り上げ

それから、財政負担の大きさ、これも一つの課題ということで、こ替住宅として、区民の方に提供していく必要があります。その際に、代思うんですが、その後、その区営住宅を引き続きセーフティネットの五年間が終了した後、オーナーにその住宅をお返しすることになるとものを、さらに十五年間借り上げを行うわけでございますが、その十先ほども説明いたしましたが、オーナーから二十年間で借り上げた

えます。 て事務の負担が大きいというところも、一つの課題かというふうに考 とになってしまいますが、借上型住宅というのはオーナーさんがいら 所 が必要となってくるということでございますので、 まざまな場面におきまして、 有型に比べて大きく区の財政を圧迫するというところがございます。 っしゃいますので、維持管理や修繕、 それから、事務的な負担でございますが、これは区の事情というこ うものが非常な負担となっておりまして、 有型の住宅に対して、 .等で説明はさせていただきましたけれども、 建設費用などを考慮しても借り上げの賃料と 区と入居者と、 あるいは賃料の支払いなど、さ オーナーさんによる協議 長期的に見た場合に、 所有型に比べまし 借上型 0

定しております。本日、参考資料として抜粋版をつけさせていただいております。を行これは、国土交通省等の指導によりまして、区営住宅の改修等を行った。こうした長寿命化計画というのを策定した長寿命化計画というのを策定した長寿命化計画といるのとが、居住性の部分であるとか、そうした長寿命化計画というのを策定した長寿命化計画といるのとが、と営住宅の改修等を行った。

きではないかというふうに考えております。平成二十六年度にこの長まず、この長寿命化計画をしっかりとした計画として改定をするべ

寿命化計画を策定したいと考えております。

のではないかと考えております。 管理実行していく、そういう体制をつくっていくということが必要なの維持管理計画というのを策定しまして、そうした計画を年度ごとに方針を決めていく、また定期的な点検や予防保全的な修繕を行うため改修、個別改善等、どういった対応手段が必要なのかというところを性や耐震性、あるいは居住性の確認を行いながら、建てかえ、全面的ではないかとしましては、所有型住宅の現地調査を行いまして、安全

次のページを御覧ください。

をがらメンテナンスをしていくということでございます。 修繕の計画、そうしたものをしっかりとこうした計画の中に盛り込みでございますので、そうした全ての区立住宅について、今後の改善、宅についても、いずれは老朽化ということの課題に直面していくわけけではなく、区が建てた区立住宅もたくさんございます、そうした住えや修繕を計画的に実行していくと、先ほどの老朽化している住宅だこうした長寿命化計画を策定しまして、この計画に基づいて建てか

いくというところが必要と思います。 賃料の減額についてしっかりと協議を行って、賃料の減額を実現しての借り上げ期間満了前にオーナーと再借り上げの交渉をする際には、三番目といたしまして、区の財政負担を軽減するために、二十年間

るところでございます。ーナーとは話し合いをしながら、その八○%を目指して交渉をしているところでございますが、基本的に市場家賃の八○%を目標に、今オこのオーナーとの交渉については、もう既に区としては着手してい

す。一気に、年間十四住宅ということで、非常に多くの住宅が二十年平成二十六年度に住宅の契約、十四住宅の契約協議が発生いたしま

を締結していきたいと考えております。っかりとやっていきながら、平成二十七年度に、改めて住宅の再契約を迎えるということになりますが、このあたりの協議については、し

借上住宅というものが存在します。 それから、借上住宅については、二十年間のもの以外に、二年間の

で臨んでいるところでございます。ーナーと賃料の減額協議を行って、更新手続を行っていくという方向こうした二年の借上住宅についても、二十年のものと同じようにオ

ざいます。
金等の申請を行っていくということを、現在も行っているところでご知事宛て行いまして、認定をしっかりともらった上で、家賃国庫補助住宅供給計画、あるいは新規の公営住宅供給計画の認定申請を東京都また、五番目としまして、区の財政負担軽減のために地域優良賃貸

替の住宅を確保していく必要がございます。て、再借り上げ期間が満了となる借上型住宅について、区営住宅の代再借り上げの期間、いわゆる二十年が経過して十五年がさらに経過しそれから、六番目、十五年後、平成三十九年度になりますけれども、

代替の住宅を確保していく必要がございます。 また、二年の借上型区営住宅についても、五十七戸ございますが

うに考えております。
ていただく住宅として、しっかりと確保していく必要があるというふして、そうしたところに借上型の期間満了になった後の住居者が入っるいは今弁天町で計画しているように、新しい土地に区営住宅を建設ていくためには、可能な限り老朽化した所有型住宅の増戸を図る、あていた借上型の区営住宅の将来的な代替住宅というものを確保し

あと、七番のところでは、借上型住宅のうち区民住宅から特定住宅

ことに移行していくということを考えております。いて、その後の契約については、入居者とオーナーの個別交渉というここで特定住宅の役割は終了ということで、契約終了とさせていただに移行した後、十五年契約の終期を迎えたものについては、基本的に

いうのが必要と考えております。(二)今後の検討内容でございますが、まずは建設候補地の検討と

と考えます。 しでも探りながら、こうした建設候補地を積極的に検討していきたいや都有地、あるいは都営住宅建てかえ等に伴う余剰地等の可能性を少だくための住宅の建設候補地につきましては、区の遊休施設や国有地だほど言ったような、借上型の区営住宅等の入居者に移転していた

のを検討していく必要があると考えております。のを検討していく必要があると考えております。これも一度に大きな居室に、お一人で住まわれているようなケーなというのは、実際に区営住宅の中にも存在いたしますので、そうしいただいたように空き室の公募を、例えば一年間なり二年間なり中止いただいたように空き室の公募を、例えば一年間なり二年間なり中止また、仮移転先の住宅を確保するために、これも一度に大きな住宅また、仮移転先の住宅を確保するために、これも一度に大きな住宅

最後のページを御覧ください。

うものも、福祉部の高齢者福祉課が事務局となって立ち上げるものでていく予定でございますが、あわせて、支援付高齢者住宅検討会といの住まいの確保検討PTというのを立ち上げて、今後調査研究を行っでは、平成二十五年、今年度、私どもの住宅課の中でも、高齢者の方名の方が非常に多く住んでおります。高齢者の方への対応ということ福祉施策との連携というところでございますが、区営住宅には高齢

議論をしていきたいというふうに思っております。ございますが、住宅課と福祉部で一緒に課題を共有して、しっかりと

ていきたいと考えております。 クの供給を中心にしまして、生活保護世帯への対応というのを推進しるという支援を行っておりますけれども、そうした民間の住宅ストッるという支援を行っておりますけれども、そうした民間の住宅ストッまた、生活保護世帯につきましても、公益社団法人の宅地建物取引また、生活保護世帯につきましても、公益社団法人の宅地建物取引

ります。

ります。

ります。

ります。

のをまちづくりの手段として活用していけるように、都市
につきましては、木造住宅の密集地域を改善するための種地など、
最後に、都市計画施策との連携でございますが、区立住宅の再編整

えていきたいと考えております。

で、そうしたところに移っていっていただくということも積極的に考すが、それでは全体の区営住宅の借上型も含めた根本的な解決にはなすが、それでは全体の区営住宅の借上型も含めた根本的な解決にはないなかならないというふうに考えておりますので、できれば、今、弁がなかならないというふうに考えておりますので、できれば、今、弁がなかならないというふうに考えておりますので、そうしたところに移っている区営住宅を建ていただいたので、そうしたところに移っている区営住宅を建てかえて高度で、そうしたところに移っている区営住宅を建てかえて高度で、そうしたところに移っている区営住宅を建てかえて高度で、そうしたところに移っている区営住宅を建てかえて高度で、そうしたところに移っている区営住宅を建てかえて高度

あと、資料一を御覧くださいますでしょうか

は所有型住宅が変遷をしていくかというものを一表にまとめたものでっと長いスパンになりますけれども、どのように借上型住宅、あるいということで、今後、平成二十三年度から平成三十八年度まで、ちょこの資料一でございますが、区営住宅の再編整備スケジュール(案)

ございます。

ています。 上の二段の部分は、借上型住宅ということで整理をさせていただい

再契約の協議が必要な住宅ということでございます。こちらは二十年の借上型住宅でございますが、一番上のところは、

住宅の名称も含めて時系列に表示をしております。約の協議が必要な住宅が何年度にどれぐらい発生しているかいうのを、平成二十三年度から二十年を迎えるに当たって、オーナーとの再契

ます。 上げの締結をしていく、そのスケジュールを示しているものでござい上げの締結をしていく、その再契約協議に基づいて十五年の再借り

ど、老朽化した区営住宅が多数存在をいたします。表にも書かせていただきましたけれども、南元町、西新宿、河田町なした協議は必要はございませんけれども、ここの所有型については、所有型ですので、オーナーはここには存在いたしませんので、そう一番下の部分については、所有型住宅ということになります。

きたいというふうに考えております。分についても、その入居者の方の受け入れの住宅として活用をしていてかえや建設ができた場合は、上段にありますような借上型住宅の部のほうに移転をしていくと、また新しい土地にもし所有型の住宅の建あるいは百戸程度の規模の住宅を新しい土地に建設しながら、そちらをうした所有型住宅については、再編整備計画の検討をしながら、

説明をさせていただきました。よろしく御審議をお願いいたします。大変雑駁ではございますけれども、資料に基づきまして事務局から

〇大方会長 ありがとうございました。

それでは、非常に簡潔な御提案でございましたけれども、どこから

でも御質問、あるいは御意見を頂戴したいと思います。

**〇大方会長** どうぞ。

○事務局(月橋住宅課長) 御指摘のとおり、財政負担というところの養務局(月橋住宅課長) 御指摘のとおりますが、借上型住宅にで、今現在の課題というふうに認識をしておりますが、借上型住宅に

存続していこうという議論になりました。にさらに十五年間の再借り上げを行って、そこまでは借上型の制度をえ方や方策も一つあるんですけれども、新宿区としましては、暫定的その議論の中で、入居者を二十年でオーナーにお返しするという考

存続していくということで、今進めているところでございます。年の後、十五年間の再借り上げということで、そこまでは借上住宅をんですけれども、入居者の方の利益等も考慮しまして、そうした二十当然そこに財政負担というところとの若干の矛盾もあるかとは思う

〇大方会長 よろしいですか。

でいくかって、ほとんど半分もいかないような玉突きのような感じなと読ませていただいても、なかなか進まないですよね、十年でどこまに一戸、二戸、三戸と建てていくのが一番だという、私これいろいろ文言には書いてないんですが、弁天町のような土地を購入して、そこ文言を入り、済みません、今課長のほうから最後に御説明があって、

ます。 ないんだろうかなと、そこに目標を定めるんだということが一つありれはならないのではないかと、ちょっと一つ御質問、何で明文化されでは説明が今あったんですが、解決するということには、なかなかこことは言い切れなかったもんだろうかというふうに思うんです。言葉だと、新しく土地を買ってでも、そういうものをつくるというようなんですが、その弁天町のようなことは、一体、はっきりここでやるん

すが、そんなふうに思います。これは推測で申しわけないんでのだろうかというふうに思うんです。これは推測で申しわけないんでうなんでしょう、不適格な部屋とか、不適格な人というのはいないものだろうかというふうに思うおしていて、もっと厳密に調べられたらどけですけれども、これは移動される、今度弁天町とは別に、西新宿ないかと思う、半分が高齢者のお一人住まいということになっているわされから、もう一つミスマッチということ、大変私は多いんじゃな

その三点、ちょっとお伺いをしたいというふうに思います。かと、一番欲しいのはそこじゃないのかなというふうにお考えなんだろうミリー層というところというのは、どういうふうにお考えなんだろうのテーマは高齢者が非常に多くなるわけですけれども、低所得のファとは、福祉部との連動ということですけれども、そうすると、住宅課ポイントを絞っておやりになるというふうに書かれてある。というこそれから、三番目になれば、次回からはケアつきの高齢者の住宅に

### **〇大方会長** お願いします。

**〇事務局(月橋住宅課長)** それでは、順にお答えさせていただきま

まず、新しい土地に住宅を建てていくというところについての明文

す。 的なお話というのは、ちょっとここでは書き切れないなと思っていま にあるというようなものはございませんので、今現在そこまでの具体 に思っていますが、なかなか今すぐ適当な土地がここにある、あそこ りはしっかりと、私どもの気持ちとしては明文化したいなというふう 化というお話しかと思いますが、住宅課といたしましては、そのあた

す。くような努力は、これから住宅課としてはしていきたいと考えていまくような努力は、これから住宅課としてはしていきたいと考えていまそれを区の全体の計画の中で何とかそのところについて実現をしていただ、ある程度、私どもの目標というものはしっかりと定めた上で、

ころでございます。 それから、ミスマッチの話がございました。入居資格というのは、 それから、ミスマッチの話がございました。 入についてチェックをさせていただいて、もし入居資格の中でも、特 から公的な書類をいただきながら、その方の入居資格や、あるいは収 から公的な書類をいただきながら、その方の入居資格や、あるいは収 から公的な書類をいただきながら、その方の入居資格や、あるいは収 から公的な書類をいただきながら、その方の入居資格や、あるいは収 から公的な書類をいただきながら、その方の入居資格というのは、あ とか、あるとか、あるとか、あるとか、あ 退去を勧告させていただいたり、そうしたところは毎年やっていると している方については、 のところであるとか、同居の家族構成であるとか、そうし とろでございます。

○荒谷委員 空きにつながっているんじゃないでしょうか。

としては。 つたよというような方というのは、ほとんどいらっしゃらない、現実のたよというような方というのは、ほとんどいらっしゃらない、現実

**〇大方会長** 今、高齢者の方がお一人になっていまして、部屋は2D

むを得ないということもあるでしょうね。Kだといっても、それは入居資格に欠けることにはならないので、や

でしょうね。 〇大方会長 でわっていただくとか、何か別の施策をとらない限りなかなか難しいところがありますから、狭いけれども設備はいいですとか、そういっところがありますから、そこは入居資格の問題ではなくて、もっといいの荒谷委員 のたり暮らしの方が、多過ぎるということなんですよね。

現在も、 おります。 うに考えておりますので、引き続きしっかり検討していこうと考えて 当然そうした方々についても住宅施策の中には大事な視点だというふ あるいはファミリー世帯の家賃補助や、 るわけではなくて、 というところに焦点を絞ってやっていくわけではございますけ 〇事務局 (月橋住宅課長) アミリー世帯の方についても、 そうした経済的支援というのはあわせてやっておりますので、 私ども必ずしも高齢者の方だけを支援ということでやってい 先ほど委員がおっしゃったような、 三点目の、今後、 同じように住みかえの相談であるとか、 転入あるいは転居されたとき 高齢者の住まいの確保 低所得者のフ いれども、

〇大方会長 よろしいですか、何か。どうぞ。

すよ。 う、何かダイナミックな方法というのはないもんだろうかと思うんでう、何かダイナミックな方法というのはないもんだろうかね。ああいったものをファミリー層だけに移すんだといいでしょうかね。あまい、 百世帯ぐら

かなというようなことが、どこかで印象づけるようなものはないですとが満遍なくて、何か新宿区は住宅に対する考え方が少し変わったのに高田馬場は決めるんだとかというような、何かこう書かれているこいろいろと住まわれていると、でも、そこにはファミリー層のため

かね。

ては、 ども、一応四ページのところには、 そういうものを基本として、これまで進めているというところでござ ですね。 題はこの百戸をつくっていくというときの中身の議論だろうと思うん 建設を、三、四回繰り返して行うと、かなりはっきりと、区役所とし 〇大方会長 ちょっと一言だけ、委員おっしゃるようにあれですけれ だくとか、そういう考え方というのは、 さまざまな世帯や状況の方々を一つの住宅の中で一緒に住んでいただ のはファミリー層限定とか、 〇事務局(月橋住宅課長) いまして、現在そのファミリー層のみを一つの住宅の中で住んでいた いて、ソーシャルミックスというふうな言い方になりますけれども、 はっきりと書いてあるんじゃないかなと私は思うのですが、問 単身高齢者限定というよりは、そういう どちらかというと、 百戸程度の規模の増戸または新規 今のところはございません。 新宿区 の住宅とい

れども、いかがでしょうか。

れども、いかがでしょうか。

おいで勘弁してあげたらどうかなというような気持ちがありますけいのか、あるいはファミリー向けのほうがもっと大事なのか、そういいのか、あるいはファミリー向けのほうがもっと大事なのか、そういいのか、あるいはファミリー向けのほうがもっと大事なのか、そういいのか、あるいはファミリー向けのほうがもっと大事なのか、そういいのときあわせて、どのぐらい高齢者向けの住宅つくんなきゃいけないともありますから、以降は、支援つき高齢者のテーマで審議ということもありますから、

どうぞ。

○藤原委員 二点ほどお伺いしたいと思います。

は、借上式住宅が二十年、その後、十五年の再借り上げということでが非常に区の財政を圧迫しているということはありますけれども、実今、事務局からのお話を受けて非常によくわかりまして、借上住宅

住宅が空き住宅になったら入居するということですよね。けておりますけれども、入居者千五百六の世帯の入居は、要するに、すけれども、それは区としては、そうやってオーナーさんと期限を設

# 〇事務局(月橋住宅課長) はい。

うのは非常に無理があるんじゃないかと思うんです。 そこでされますので、それで十五年たちますと六十五歳、そうします うのをやはり設けなければ、なぜかといいますと、二十年、 た十五年借り上げと期間を設けておりますけれども、 〇藤原委員 ってなりますと、 と、この四に書いてある、その後は入居者とオーナーとの 十歳で入って二十年というと五十歳なんですね、その後、 要するに高齢になっておりますよね、 そういう場合のときの入居の期限、 六十五歳から交渉ですと、 そこのところの循環とい もう外のところには行け 新 宿区は二十年、 入居の期限とい 再借り上げ 個別に交渉 例えば三 ま

とは期限つきということはないんでしょうか。高齢者がいる住宅になってしまうということはないので、その辺のこ方も転出をしなければいけない期限つきということがあれば、全てが計しなければいけないということなので、もっと早い段階で、入居のとを決めないと、幾らたってもこの借上式の住宅というのは、区が検とな決めないと、光のときに二十年したら退去というか、そういうこ

を区のほうでも考えました。制度を実施しているんですが、その際に幾つか決まりというかルール中心とした区民住宅を二十年の後、特定住宅にするということで、今中、人情住宅課長) 特定住宅については、ファミリー世帯を

が、この特定住宅については、新しく入居していただく方については、方で、基本的には、入居の年数を期限を決めずに提供していたんですその中で、この特定住宅については、今までは普通借家という考え

五年間 かえというのは、 宅については、基本的に五年間という期限を定めて、そこで入居者の ていないかもしれないんですが、ある程度そういう入居者の方の入れ 方を入れかえていくというふうな施策もあわせて実施しておりますの 齢世帯になってしまうという部分もございますけれども、 ましたが、その後、 なので、 委員のおっしゃったような部分というのも、 の定期借家という制度を新たに導入させていただきました。 例えば、 果たせるのかなというふうに考えております。 お子さんが大きくなって独立されて、 今までの区民住宅ですと、ファミリー 全ての解決にはなっ この特定住 最終的に高 世帯で入り

○藤原委員 もう一点なんでしょうか。○藤原委員 もう一点なんでしょうか。のが、明確になっているんでしょうか。のが、明確になっているんでしょうか。のが、明確になっているんでしょうか。

本的にはないんですね。 
〇事務局 (月橋住宅課長) 
幾つか入居する際の基準というのはある

みになっています。は収入基準等を満たしていれば、区立住宅には入居できるという仕組は収入基準等を満たしていれば、区立住宅には入居できるという仕組ですから、六十歳以上の方、七十歳以上の方であっても、基本的に

のまま十五年たったときに、御高齢でもオーナーとの話し合いでといして入居できたとしましたら、そのまま二十年、十五年に関して、そ**〇藤原委員** そうしますと、年齢が高年齢のときに、収入基準が満た

なことだと思うんですね。
財政負担がこれだけあるのに、その辺のことというのは、とても大事決めていかないと、幾らここで借上住宅をどうするかということで、その辺、要するに、きちんとしたシルバーピアにスライドするとかいとか、そういうときでも、そこのところに入居できるのでしょうか。うことだと、近傍家賃とかがありまして、その家賃に支払いができな

やないかと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。うのは非常にある。そこのところが、今、新宿区の借上住宅の現状じ年、十五年になりましたら、高齢住宅になっていくという可能性とい帯で入居させていくという、その辺のことが、ファミリー世帯が二十やはり住宅を循環させていく、常にファミリー世帯をファミリー世

**〇大方会長** 区民住宅と区営住宅の違いをちゃんと明確にして、今の

類ございます。 〇事務局(月橋住宅課長) 区営住宅と区民住宅、大きく分けて二種

いします。

いうことでお住みいただく住宅でございます。の区営住宅については、基本的には何年間の期限もなく、普通借家と困窮している方の住宅ストックということでございますので、こちら区営住宅というのは、基本的に先ほども御説明しましたが、住宅に

からも難しいと思います。ふうな仕組みというのは、なかなか住宅セーフティネットという役割らことで、こちらについては、そういう何年たって入れかわるという実際に入居されている方についても、高齢者の方が非常に多いとい

いるっナですよね。 交渉ではなくて、他の区営住宅に移っていただくということを考えて**〇大方会長** そちらの場合は、十五年終わっても別にオーナーと直接

〇事務局(月橋住宅課長) そうですね。

O大方会長 それしかない。

うに移っていただく仕組みをつくるということでございます。借り上げ終了の後は行政がきちんと区営住宅を確保して、そちらのほはなくて、これは公営住宅法でもしっかり規定されていますけれども、O事務局(月橋住宅課長) 当然、そこで終わりですよということで

住宅のほうですね。 **〇大方会長** このオーナーと個別になるというのは特定住宅で、区民

いうことですよね。なるか、その辺は御自由ですと、そうなるか、他の民間住宅に移りになるか、その辺は御自由ですと、そう市場家賃に吸いついたあたりで十五年が満了して、そのままお借りに中所得者の方で、しかも十五年間だんだん家賃が上がっていって、

ちょっとここら辺ややこしいので、わかりやすいように説明をお願

ですよ、百何十番とか。 そうしたら、順番的に二百番とか、恐らく二桁というのはなかった

うで、民間の施設、非常に費用もかかりましたけど、そこにちょっとそうすると、結局これじゃ待っていられないということで、私のほ

入ってもらった経緯があったんですね。

屋の一人住まいなさっている。てきましたよね、御高齢にもかかわらず3LDK、仮に三つぐらい部てきすると、今いろんなお話になっているミスマッチという話が出

うな施設に入ったほうが、本人も幸せだと思うんですよ。れば、一人で3LDKにぽつんといるよりも、誰か支援してくれるよましたけれども、そういうところに、もし支援つきの高齢者住宅があそうすると、やっぱり私が母なんかを見ていますと、もう亡くなり

んですよ。
ですけれども、そんなに余りゆっくりしたような問題じゃないと思ううがやるということになると、いろんなことを検討するのはわかるんすよね、確かにいろんなことを、公的な機関であるこの地方行政のほここに書いてあるの私思ったのは、検討会とか何とかって今出ていまここに書いら、これというのは、当然福祉部とやるんでしょうけれども、

うな問題じゃないなというふうに思ったんですね。に空きが出るわけですから、そういうのを考えると、ゆっくりするよーそういうものができれば、当然、人が移るということは、またそこ

は思います。排してそれを実現させるということが、非常に大事じゃないかなと私的に速やかにという形で、いろんな議論はあると思いますが、万難を的ですから、私の個人的な意見ですけれども、できればなるべく可及

ウスといいまして、本来であれば二十五平米以上なければならないの〇小柳委員 福祉部長ですけれども、ただいまのお話は、いわゆる福することありますか。いいですか。見通しぐらいについて何かあれば。の大方会長 これ御意見としていただいてよろしいですか。何か補足

きるような、そういうような施設をつくりつつありますね。を、そういう基準を下げて、ひとり暮らしの高齢者の方もお住まいで

位、待機者がおります。ついては今二百人というお話ありましたが、実際には区全体で千人単になりますと、これは特別養護老人ホームになるんですが、こちらにですから、そういうような対応が一つと、それから、介護基盤の話

なんですね。りますので、そういう関係で、待機者については対応しているところりますので、そういう関係で、待機者については対応しているところう少し数が少のうございまして、なおかつ区外にもベッド確保してお千人単位の待機者がおるんですが、要介護の四とか五となると、も

たいなというふうに思っています。
この話と、今、支援つきの高齢者住宅、これについてはまたちょったいなというふうに思っています。
この話と、今、支援つきの高齢者住宅、これについてはまたちょったいなというふうに思っています。
この話と、今、支援つきの高齢者住宅、これについてはまたちょったいなというふうに思っています。

施設については、そのような形で進めているところでございますが。介護基盤については、計画の中で進めていっておりますので、福祉

### O大方会長 よろしいですか。

ると、エッと余計思いますよね。
〇角谷委員 ともかく早く、二百番じゃなくて、千人単位って言われ

話ですけど、いや千人ですって言ったらエッと思うだけですよね。そ実は、二百人じゃなくて五十人ですよと言ったら、これはうれしい

う思いました。

うことです。
るかということと、八○%というのも、何か意味があるんですかといるかということと、八○%というのも、何か意味があるんですかといですけど、そもそも市場家賃ってどういうふうなものを基準にしてい〇篠原委員 先ほど、市場家賃の八○%で交渉中って書いてあったん

です。

何なのかというのを毎年把握しています。 そうしたものを鑑定していただいて、その資料をもとに、適正家賃はに区が委託して、それぞれの住宅のいわゆる市場家賃ですね、まさに の事務局(月橋住宅課長) 市場家賃については、毎年不動産鑑定士

うしたものも基本的には区が全てやっているというような、幾つかの集だとか、退去の際のいろいろな事務手続、それから公募なども、そても一棟丸ごと区が借り上げているということで、毎月安定した賃料リスクというのは、基本的にオーナーさんは負わない、空き室があっり上げて、例えば、空き室が出た場合や、それから、そうした場合のリースとまではいかないかもしれないんですが、区がオーナーから借りとれから、その八○%の根拠なんですが、民間でいうところのサブ

ているということでございます。その基準というのを区のほうでも定めて、それに基づいて今交渉をし要素を勘案した結果、市場家賃の八〇%が妥当であろうということで、

〇大方会長 よろしいですか、生ぬるいですか。

○篠原委員 ちょっと生ぬるいというふうに、会長もおっしゃってい

それと、この借り上げ期間は、もうそれで最初に家賃設定したらそましたけれども、私もそう思う。

○事務局(月橋住宅課長) 契約書上は、経済的社会的な情勢の変化しら。のまんまの金額なんですか、適当に改定は、改定はどうしているのかのまんまの金額なんですか、適当に改定は、改定はどうしているのかった。

その都度オーナーとは協議するという内容になっています。によって、それが十五年なり二十年ずっと固定ということではなくて、〇事務局(月橋住宅課長) 契約書上は 経済的社会的な情勢の変化

○篠原委員 今まで値下げ交渉とかそういうことはしたことがないん

〇大方会長 ないんでしょうね。

はしてこなかったというのが事実でございます。〇事務局(月橋住宅課長) 二十年間の中では、積極的に値下げ交渉

ところでございます。をして、少しでも借り上げ賃料を下げていくという努力を今しているをして、少しでも借り上げ賃料を下げていくという努力を今している。そうした反省も踏まえて、再借り上げについて再度しっかりと交渉

〇大方会長 よろしいですか。

〇篠原委員 いいです。

O大方会長 よろしいですね。

じゃ、どうぞ。御専門のお立場から。

リースのお話のようなもので、大体、市場家賃の一五%引きか、二〇小田桐委員 私は宅建のほうでして、今の話はちょっと民間のサブ

○%引きで空室保証して借りていくわけですね。その見直しは会社にののところだと思います。 ○%引きで空室保証して借りていくわけですね。その見直しとか、一年ごとの賃料見直しとか、それは、以前はそうじゃなかったんだよって違いますけれども、一年ごとの賃料見直しとか条件見直し、あるのところだと思います。

りますと、その融資を返済しなきゃいけない。なぜかというと、大抵の人は銀行から融資しているということもあ

と思います。これから先どうしたらいいかと。と思います。これから先どうしたらいいかと、これから相続が始まるのにとか、これからいろ回さなすると、役所はいいところで投げちゃうというのか、大変なときにとところが、ちょっと引っかかることがありまして、悪いほうの見方をところが、ちょっと引っかかることがありまして、悪いほうの見方をとこれから、それはそのぐらいにして、あと十五年の再契約借り上げるれから、それはそのぐらいにして、あと十五年の再契約借り上げ

います。この三十五年過ぎればと、そう思います。いけばお客様が入りますよとか、いろいろ専門家の協力は必要だと思例えばの話、二つの部屋を一緒にして、こういうふうにしてやって

公上です。

特に共同住宅の維持の問題からいうと、区営住宅じゃなくなってしま、公営住宅の話としては、それでいいんですが、新宿区の住宅政策、わりにするということですよね、で、どこかに移っていただくと。ども、区営住宅の借上型も、二十年終わってさらに十五年たったら終び大方会長、それに関連して、私も聞きたいと思っていたんですけれ

お考えがあったら、ぜひお聞かせいただきたいですけれども。されば、そのころ考えればいいのかもしれませんが、今のところ何かないとか、建てかえなんだとかいろいろあると思うんですけれども、ないとか、建てかえなんだとかいろいろあると思うんですけれども、ないとか、建てかえなんだとかいろいろあると思うんですけれども、ないとか、建てかえなんだとかいろいろあると思うんですけれども、ないとか、建てかえなんだとかいろいろあると思うんですけれども、ないとか、まているが、どう区としては面倒見ようというイメージなんでった老朽化したマンションというかアパート、これはその後どんなふった老朽化したマンションというかアパート、これはその後どんなふった老朽化したマンションというが

ていただきたいなということは……。 は、区としてしっかりと、次に入居していただく住宅は御用意をさせが、もちろん借り上げの区営住宅は二十年、さらに十五年経過した後うに区として考えていくかというものの、具体的なものがないんですの事務局(月橋住宅課長) 今、具体的にそうしたものをどういうふ

**〇大方会長** それはいいんですけど、その残った空き家は、どうしよ

けございません。 **〇事務局(月橋住宅課長)** そこの部分については、今現在ちょっと

**〇大方会長** いっそ安く買いとって、今度は所有型にするとか、またじこさいません

# 〇小田桐委員 小田桐です。もう一つ。

それは十年後ぐらいに考えればいいんでしょうけどね

**へっている。** もっと四十五年とか四十七年、あるいは五十年近いものでも直し直しもっと四十五年ですと、一般的に私どもが扱っている古い建物の場合は、三十五年ですと、一般的に私どもが扱っている古い建物の場合は、

も一つぐらいでいいとか、私、神楽坂だから、あの辺だとまだ礼二敷もちろん賃料のほうは、いろいろ条件が、今の時代ですから、敷金

二つてあるんです、先ほどのゼロとはちょっと違うんです。

渉してくれれば、ほとんど入居決まっていきます。リーレントも結構多いですけれども、住宅の場合は、ほとんど何か交見えますから、住宅の場合事務所と違って、事務所はさっき言ったフーそれでも場所がいいというか、利便性がいいということでお客様が

配はほとんどないという状況です。ですから、そんなに心配ないというか、エリアとしては空き室の心ですから、そんなに心配ないというか、エリアとしては空き室の心

○大方会長むしろ、そのくらいの時代になると、またこういう審議

わかりました。 借上型に関して、借上型のほうが前途が大変だということは痛いほど**〇舟生委員** 済みません、ちょっと視点を変えまして、今、所有型と

はどのぐらいになっているんでしょうか。補助を活用しているってありますけれども、この割合はどんな、比率すが、一として、区が独自に借り上げて補助を受けずに、下のほうは、二ページの上のほうに、借上型八十二住宅と七百六十五戸とありま

独制度というのは七十戸ぐらいです。上型の住宅をスタートしているんですが、戸数でいいますと、区の単上型の住宅をスタートしているんですが、戸数でいいますと、区の単

**〇舟生委員** 単独のほうがですか。

〇事務局(月橋住宅課長) はい、区単独のほうが。

その当時つくりまして、そうした制度にのっとって、区もその制度の〇事務局(月橋住宅課長) 特定優良賃貸住宅制度というのを、国が〇舟生委員 そうすると、二番目のほうがほとんどなんですね。

宅のほとんどのパターンでございます。中で補助金を活用しながらやっていっている。それが今現在の区民住

〇舟生委員 そうですか、わかりました。

いらっしゃるというふうに理解すればよろしいですね。 そうすると、かなり補助をいただきながらということで、頑張って

しい問題なんですね。なおかつ、やはり事務費的負担が大きいということで、なかなか難

ありがとうございました。

〇大方会長 どうぞ。

○荒谷委員○荒谷委員五の生活保護世帯のところなんですが、これには質ストックの供給を中心にという文言のところなんですが、これには質なっておりますけれども、生活保護世帯という中に、民間賃貸住宅をなっておりますけれども、生活保護世帯という中に、民間賃貸住宅を耐震だとか、段差をなくすとかっていうようなことが、ずっと中心にたいんですが、区立住宅については質の話ですよね、ほとんど老朽化、の件は全く入らないということでしょうかね。

宅補助以外の補助が出るということなんでしょうかね。 は、そういったものに対しては、支援というのは、別に補助は、住間はそんなに広くないですし、段差の問題もそんなもの全くないです十平米、少し小さくしていくとかっていうことなんですけれども、民例えば、さっき二十五平米がいるというようなことをお話、まあ二

五千円ぐらいですか、家賃が。万三千七百円でしたか、それの半分ぐらいですよね、大体、最低二万るものと、民間とのギャップというのはすごくあるわけですよね、五ずっとこの会に出ておりまして気がつくところは、区立が持ってい

そういうことを考えると、どうもこの辺が、何か質的なものを書き

るんですが、 こんだらどうかなと、何か質は無視しているというような私は気がす 違いますでしょうか。

すね、はっきり言って。 〇大方会長 これは住宅政策としては何もしないと言っているだけで

うことは全く言えないわけだからしょうがないですね。 保護世帯については、優先的に公営住宅にあっせんするとか すよ。これはもうしょうがないということですよね、ここは るわけですから、まさに質のことなんか視野に入っているわけないで 公営住宅政策では、生活保護世帯を面倒見ないと明確に宣言してい ね。 そうい 生活

もしていないということは、ちょっとないのかなと思いました。 いているということでございますので、全く生活保護世帯について何 然前提としていただきながら、なるべく良質な住宅を紹介していただ 最低基準の二十五平米を満たしているとか、そういったところを、当 はなくて、やはり御紹介いただく住宅というのは、それなりに都市型 然その中では劣悪な住宅をとにかく紹介すればいいんだということで ませんが、ただ、質の部分でいうと、現在は、 営住宅に誘導するとか、そういうふうな明確なものは、 〇事務局(月橋住宅課長) うことで宅建協会さんの協力をいただきながらやっておりますが、当 そうですね、 生活保護世帯を優先的に区 住宅住みかえ相談とい 特にはござい

たら、 しいんじゃないんですかね、家賃からいって、 〇大方会長 でも、あれでしょう、生活保護世帯でひとり暮らしだっ なかなか新宿区内で二十五平米以上を紹介というのは、逆に難 相当高くなっちゃうで

〇小田桐委員 もっと苦しい人もいるんですよね、 生活保護を受けて

うちのほうで住宅相談、 お世話になりながら、 御紹介させてもらっ

> とんど。 あるいは共同炊事場だとか、 ているの結構あるんですけれども、 昔は、 お風呂ついていないのもいっぱいあったと思うんです。 共同トイレだとか。 みんなお風呂つきなんですよ、ほ

きゃだめみたいな感じで。 っしゃるぐらいで、生活保護を受ける権利があるんだという考え方の 人も結構いらっしゃいます。要するに、 か、うちに私生活保護だけど新築のありませんかなんていう方がいら 御相談に見える方、紹介されていらっしゃる方は、この前なん お風呂は今のところついてな

そんなふうに思いますけれども。 風呂なしのところへ住んでいるんですよね、学生さんもいらっしゃる ている人とか、二十万以内の月収の人なんかは、三万五千円ぐらいの し、ですから、新宿の生活保護の方は、 だけど、それじゃもっと、例えば給料が少ない、アルバイトで働 粗末どころじゃないと、 私は

以上です。

う来られて、その人親戚も全然いなくて、それでお洗濯全部やってい という非常に困難な方だったんですけれども、 今それができるかどうかわからないんですけれども。 ただいて、透析に通われて十年ぐらい幸せに、本当によくお話しして を受けていらして、ひとり暮らしのおばあ様が、 〇金子委員 私、十年ぐらい前なんですけれども、 いたんですけれども、だから随分、ちょっと介護制度変わったので、 ョンの一階部分がワンルームだったんですけれども、 介護の方がしょっちゅ おまけに透析に通う 住んでいるマンシ 本当に生活保護

〇金子委員 〇大方会長 たということをちょっと、実際に見ていましたので報告します。 何もできない方だったんですけれども、 それはわかっているんですけれども、 十分に幸せに暮らしていらし 歩けなかったので、

透析は健康保険のほうで出ると思いますけ

いれども。

#### 〇大方会長 どうぞ。

すか。 整備で三つの公営住宅移転するわけですが、この跡地はどうなるんで**〇佐藤委員 事**実関係だけですけれども、この弁天町のコーポラスの

討会を立ち上げて議論をしている最中と聞いております。 〇事務局(月橋住宅課長) 今現在、跡地の施設活用は、区の中で検

おりません。 おのほうで、まだ具体的に何をつくるというところまでは把握して

#### O佐藤委員 そうですか。

ころですね。
ころですね。
ころですす。
何かあったときには大きな被害が予想されるといいところで、何かあったときには大きな被害が予想されるといあるので結構だと思うんですけれども、例えば、この三つの住宅がて、これはいろいろ解釈すれば、やらなければいけないことがたくさて、これはいろい、都市計画施策との連携というのが二行書かれてい最後のところに、都市計画施策との連携というのが二行書かれてい

地として利用するって書いてあるんですけれども、 すよね。ですから、ここのところをやはり、ここに書いてあるのは種 当力を持っているわけですね、公共側がある程度先導できると、です ですから、これと連動させると、もう何度も申し上げているんですけ 整備計画検討というのを、これを二十五年からやるということなんで この表でいうと老朽化した所有型区営住宅の整備というところも、再 とと連動させてやるというようなことが非常に重要だし、それから、 木造密集のひどいところが相当あるけれども、 ですから、やはりこの辺のところを手始めに、 動かないところは、 こういうものの建てかえというのは、 非常に難しい状況があるから動かないわけで 全然動かないわけです 公的な事業ですから相 ④に書かれているこ もっと積極的に、

大事なんじゃないかというふうに思います。いうのを手段として使うというような、そういう積極的な位置づけが存のものを種地と考えるということですかね、あるいは、建てかえとから、そういうものと連動させるということで、種地というのは、既

とか、それから、東京都の。とか、それから、東京都の。とか、それから、東京都の、一つも入っていないんですよね、重点密集ランクでいうと、重要なところたくさんあると思うんですけれども、ども、新宿は木造密集市街地の整備という、そういうものの必要性のジュールの中に、もう少し入れていただいてもいいと思うんですけれだから、何かちょっと拡大解釈してもらって、この表の中に、スケーだから、何かちょっと拡大解釈してもらって、この表の中に、スケー

**〇大方会長** 都の密集事業にね。

〇佐藤委員 都の事業にも入ってないし、国の重点密集の指定にも一

わからないんですよ、何で入ってないのか。 というのは、ちょっと非常に不思議なんですね、これ誰に聞いても

ていないんですね、だから、なぜかわからない。度が低いと見えるところが、みんな入っているんだけど、新宿は入っ豊島区はたくさん入っているし、中野なんかは、新宿より全然危険

**〇大方会長** もっと高度利用型にしたいというのがあるからじゃない

乗ってこないんですね。そういうのに入っていないから、いろいろな補助金とか何かの制度にの佐藤委員「危険な町丁目はたくさんあるんですよね。だけど、国の

いるというんじゃないんだけれども、小さな単位で非常に危険度が高いう小さな単位で非常に危険なところがある。面的にダッと広がってだから、これは直してもらわなくちゃいけないんだけれども、そう

自覚している。 あったときには、相当な被害が出そうなところですね、それはみんないところがあって、そういうところはもう囲まれちゃっていて、何か

を出していただければと思います。
いうことだけではなくて、積極的に使っていくというようなイメージらいいんだけど、もうちょっとこの表の中なんかに、そういう種地とすごく有効に機能すると思いますので、書いていただいているんだかけあるとすれば、これをうまく活用すると、そういうものの解消にはですから、こういう公営住宅なんかの建てかえというのも、これだ

ないじゃないかと、それがきょうの作文の全体のトーンなものですか 地区全体として住宅供給をふやすと、そういう大きな構えでいくしか 当の再開発型でもいいんだけれども、それぐらい大きな種地にして、 ということもあるので、いっそその周りも含めて木密でもいいし、本 多分言葉遣いがちょっと不慣れというか、分野違いなものだから、ち **〇大方会長** この五ページの最後のところは、 工夫させていただければいいんじゃないかと。 が、その小さい敷地でちまちまやっても、 に**佐藤先生**おっしゃったとおりだと思いますので、この ょっと消極的なんだと思いますので、 その趣旨がこの④にあらわれているので、 若干ずつ増戸して生かしていこうというような感じだったんです 私もちょっとお願いをして入れていただいたものなのですが、 むしろ個々の既存の区営住宅、 この辺の表現が余りにもそっけないので、 要するに、 所有型をそれなりに建てかえ 周りに迷惑かけるだけだし 事前の打ち合わせのと おっしゃる意図はまさ 意図は、 もうちょっと一 種地 前回ぐらい などのま

**〇事務局(月橋住宅課長)** どうもありがとうございます。 そんなところでいいんですか、事務局、どうですか。

今の御意見は、しっかりと受け止めたいと思います。

〇石川委員 木造密集地域こそ、高齢者がたくさん住んでいらっしゃ

います。

していますということです。ということです。ということで、なかなか進まないので、それこそ福祉と連携で、いろすけれども、やはり住んでいらっしゃる方が高齢ということと、狭小本当に共同して云々という話は昔からあって一所懸命やっているんで本当に共同して云々という話は昔からあって一所懸命やっているんで、それで、上のほうとの連携もございますので、木造密集というのは、

〇大方会長 ありがとうございました。

うな、 ことをして、何かこう区が所有しているものをふやしていくというよ ほうが、 なかったら何かお願いをするみたいな、 ためにはどういうふうな工夫をしたらいいか、そこで何か制度が足り 有しなくても構わないはずだと思われますので、区が建物を保有する の補助が逆に今ついてきてないのかもしれないんですけれども、土地 土地を買うのは物すごく負荷がかかると思われるので、多分そこは国 お話しされて、今、借りているところの建物だけ買ってしまうとか と二つに分かれて書いてあるんですが、大方会長、 か書いてある中で、今まで流れているのが、 〇土屋委員 で、そうじゃなくて、何か協力をしていただけそうな方は、土地を手 を借りて建てるとか、今ある借り上げの建物だけ買うとか、そういう 放したくないけど、でも、区のためならという人は、もしかしたらそ 建物を保有していれば多分いいわけなので、 新宿区内で土地を買おうとしたら物すごいことになりますの 何かこう今の枠の中で考えていると、 今後の御検討される中身の話として、 ちょっと検討をされていった 借り上げと所有とバシッ なかなか打破できない 土地は別に区が保 先ほどちょろっと 建設候補

ということも考えて少しいろいろ御検討される。ういう人はいるかもしれないので、そういう人を探しながら、借りる

と。望するみたいなことを入れておいたらどうかなというふうに思いまし望するみたいなことを入れておいたらどうかなというふうに思いまし、その中で、制度に足りないところがあるのだったら、都とか国に要

けるんじゃないかと思いますので、そこはまたちょっとつけ足しみた 夫されたほうが、オーナーさんにとっても気持ちよく減額していただ 担を結果的に軽減させるということだと思いますから、何か表現を工 としては書きにくいんでしょうけど、これ適正にするだけだと思うん ためにと書いてあるんですが、ちょっとおっしゃられたように、 は思いますけれども、本来あるべき姿にきちんと戻して、 力してよという話ではないと思いますので、 は思うので、 ですよね、適正な額に直すということが減額するということだと本当 なんですが、先ほどの減額の協議のときに、 いな話ですけど、済みません。 ちょっと、 何か区の財政負担を軽減するために、オーナーさんに協 その流れの中で、くだらないネガティブチェックのこと ちょっと表現は難しいと 区の財政負担を軽減する 区の財政負 行政

# 〇大方会長 ありがとうございます。

なんですかね。相当ありそうですね、何かね。いう話になるとすると、これかなりあるんですか、新宿区には、どうすけど、例えば、新宿区は、今、公務員宿舎がこれから全部売却だとちなみに、これから百戸ずつつくっていこうという話が今の続きで

次回以降の話題ということで。 ちょっと今、急に聞かれても困るんでしょうけれども、それはまた

二〇二〇年ぐらいをピークに人口は減っていくでしょうし、もちろんだから、意外といろいろこれから土地は出てくるかもしれませんし、

住宅需要はまだまだふえると思いますけど。

ほかに、いかがでしょうか。

**〇佐藤委員** きょう、最後ですか。

**〇大方会長** 最後というか、この件はこれで最後ですが、また次回以

員によっては継続もあるでしょうし、そういうことですか。 あとは、委員の皆さんの任期がきょうで一応交代になるのかな、季

○佐藤委員 違う話でもいいですか、関連はします。

よろしいんじゃないでしょうか。

O佐藤委員 ほかに、なければ。

〇大方会長

○大方会長
 また、戻ってもいいですし。まだ、時間はありますから。
 ○大方会長
 また、戻ってもいいですし。まだ、時間はありますから。

の大方会長

 また、戻ってもいいですし。まだ、時間はありますから。

の大方会長

 また、戻ってもいいですし。まだ、時間はありますから。

す。
考えておかないと、うまく対応できないということなんだと思うんで考えておかないと、うまく対応できないということなんだと思うんでょうけど、どこかで何かあったときに、だから、そういうことも何かんじゃないかと思うんですね。何もなかったらこういう形でいくでし公営住宅のあり方、区営住宅のあり方も検討するということも大事なだから、ちょっとそういうことも頭の中に入れて検討するという、

借上仮設の制度ができたので、ちょっといろいろなことが神戸なん

れて検討のときに考えていただければと思います。要になってくると思いますので、そんなこともちょっと頭の片隅に入で、こういう区営住宅のあり方というのは、そういうときに非常に重かのときと、都市型でも大分変わってくる可能性があると思いますの

って、 ですから、 なんかしたりする人もいるし、民生委員も結構見回る範囲が多いもの から、 でして、 〇小田桐委員 をかけて、 あの人はいつも杖ついているとか、多少わかる範囲内で、 の会員の方々が町を見回る。要するに、 高齢者の見回り協力をするというのは、 て元気だったら、それからしばらく来なかったという人もいらっしゃ 不動産業というのは町に沢山ありますから、 それで区の福祉のほうだと思うんだけれども、 みずからガス使わないでガス止めちゃったり、 家が小さくて、お一人住まい、お年寄りということで、自分 みんなある程度頭には入れてあるんだけれども、 そういうのを今進めています。 確かに住宅に対しては、 あそこには年寄りがいるとか 今進めているところなんです 木密住宅は本当に怖いところ それで私どもの支部 私どものほうも 電気に変えたり あるいは声 一度行っ

うは借りてもいいわけですよね、その五十年なら定期借地でもて、そ すぐさっきの土屋先生のように定期借地でもいいですから、 この百戸ぐらいのもので、 けど、そのときちょうど認可保育園の物件を一所懸命頼まれて探して 事になったんですね。 れでそういうものを、 いたときだったんだけれども、 百三十坪ぐらいの、昔、下宿をやっていたところが、この前牛込で火 話がちょっと飛びますけれども、 保育園もできるだろうし、 私、 両方考えられるわけですよね。 例えば、 本当はそのときにすぐ動けばよかったんだ 二百三十坪ぐらいあると、今、 一階は認定保育園なんかもって、 私の自宅のすぐ前のところで、二 そのときに、 区のほうで 土地のほ 言った

ろ目が届くというのもありますよね。寄りだけで集めるんじゃなくて、やはりみんなでいたほうが、いろい先ほど月橋課長からもおっしゃっていましたけれども、年寄りは年

本当は聞いて回ったらどうですかと思います。いう二百三十坪とかの土地はめったに出ませんので、地形がいいし、っていた人なので、失礼なんですけれども、すぐそこへ聞いて、そうだから、こんなこと言ったら失礼になるのは、その人が町会長をや

ちょっと余談になりましたけど。

〇大方会長 機動的にパッと動けないでしょうからね、なかなかね。

〇大方会長 どういうふうにしていくかですね。〇小田桐委員 でも、どこかで聞いていかないと。

○小田桐委員 やはりあの辺でも、あの辺は高級住宅街だから大きいの辺でも、あの辺は高級住宅街だから大きいから○小田桐委員 やはりあの辺でも、あの辺は高級住宅街だから大きいをえるんじゃないか。

今後の整備計画検討なんでしょうね。 **〇大方会長** この百戸ずつつくるこれからの区営住宅についても、必ずしも区が直営で建てる必要はないわけで、それ有型についても、必ずしも区が直営で建てる必要はないわけで、それただ、今は買い取るとなると大変な金額だから、定期借地なんか。

んなところにありますが、一番大事なところは、恐らく四ページのとの答申ということになるのかもしれませんが、要は、ポイントはいろきょうのここの作文といいますか、答申になるんでしょうか、我々いかがですか。大体、御意見を頂戴したようではありますが。

ろしいんじゃないかと思います。 については、おおむね皆さん御賛同いただければ、これできょうはよりというところが、きょうの大きなポイントだと思いますが、これ度の規模でしょうけれども、これをつくっていくと、この宣言をしてというよりは、計画的に大規模なものを、大規模といっても百戸程ころにある五の⑥ですかね、多少長期的な補修も含めたプログラムをころにある五の⑥ですかね、多少長期的な補修も含めたプログラムを

よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

**〇大方会長** じゃ、ほかに特に何か御意見、御質問なければ、どうぞ

#### 〇伊藤委員 伊藤です。

チラシが配れないという、そういうところがたくさんあります。かわからないような、本当に狭いところを、隙間を通っていかないとが、その建物にたどり着くのに、どういうふうにたどり着けばいいのいる建物、それから、木造の下宿屋さんがあったりなんかするんですすシ配りをやり始めたんですけれども、チラシ配りをやっている中で、ラシ配りをやり始めたんですけれども、チラシ配りをやっている中で、ことしから、また、安全・安心まちづくりの相談会という形で、チ

とか、何かそういうことをやりながら、地域でその町をどういうふうそういう中で、各町会さん、あるいは地域ごとに、何かしら勉強会と、なかなか厳しいのではないかなというふうに思います。するのであれば、単独でやるよりは、町会単位で取り組んでいかないそういうところの、今、このある程度の規模の土地を確保しようと

にしていきたいのかということを、みんなで考えることによって、そ

こに住むお年寄りだとか、あるいは、これから育っていく子供たちの

のかなというふうに思います。環境だとか、そういったものをつくり上げることができるんではない

以上です。
ひそういう方向で検討していただければありがたいかなと思います。ひそういう方向で検討していただければありがたいかなと思いますので、ぜ分を目指していけるのではないのかなというふうに思いますので、ぜこの最後の都市計画的にという部分については、まさにそういう部

# ○藤原委員 一つ提案があります。

たほどの百戸程度の規模の増戸と、それから、新築の住宅の建設なたほどの百戸程度の規模の増戸と、それから、新築の住宅の建設な

○藤原委員 そうですね。○大方会長 先ほどから、ソーシャルミックスという話がありました

いろいろ個別に事情があるんでしょうけどもね。
〇大方会長 必ずしもうまくいく場合と、そうでもない場合も、多分

〇藤原委員 例えば、建て方によって、要するに、一人世帯なら、階

〇大方会長 わかります、それはわかりますけれども。

〇藤原委員 そうすると、フロアに混在していくので、そういうとこ

〇大方会長 同じ階じゃないとだめですか。同じ階に、いろいろな世

帯が混ざっていないといけない。

○藤原委員 例えば、なぜかといいんですけれども、自分も年とってい高齢な方が非常に多いので、高齢な方が高齢の人を見守っていくといる藤原委員 例えば、なぜかといいますと、私の住んでいるところも

〇大方会長 お気持ちは、よくわかるんですけれども。

○大方会長 そういう設計が可能な、フロアの広いところがあればとられている。○大方会長 そういう設計が可能な、フロアの広いところがあればとも新宿らしいんじゃないかと思いますので、よろしくお願いします。そういうコミュニティができていくので、一つの世帯に混在した住宅れば、そこで子供との交流もできますし、いろんな面で温かさとか、れば、そこで子供との交流もできますし、いろんな面で温かさとか、れば、そこで子供との交流もできますして承りました。

ほかにはいかがですか、大体よろしいですか。

\$

その他

くお願いします。 議事はこのぐらいにして、あと何か事務局のほうからあれば、よろしまだ少し余裕もあるかもしれませんが、特にございませんのであれば、O大方会長 じゃ、所定の時刻は何時か書いてございませんけれども、

○事務局(山崎居住支援係長)○事務局(山崎居住支援係長)○本日の議事録の公開についてお諮りさせていただくということ審議会議事録のホームページへの公開につきましては、審議会終了の審議会議事録のホームページへの公開につきましては、審議会終了の

O大方会長 いかがでしょうか

#### 「異議なし」の声あり〕

〇事務局(山崎居住支援係長) ありがとうございます。

います。よろしくお願いいたします。いるものと変更がございましたら、会議終了後に事務局にお知らせ願次に、お支払いさせていただく報酬の振込先が、お届けいただいて

事務局からは、以上でございます。

〇大方会長 そうすると、次回以降については何か。

程が決まっておりませんが、新しい委員の方で、八月以降になります〇事務局(山崎居住支援係長) 次回につきましては、今のところ日

か、会議をまた開かせていただきたいと思っております。

○大方会長そうしますと、委員の改選期といいますか、交代に当たの大方会長そうしますということで、場合によっては、これが最後ということになる委員るということで、場合によっては、これが最後ということになる委員の大方会長そうしますと、委員の改選期といいますか、交代に当たの大方会長

午後三時三十八分閉会